

小値賀町議会第4回定例会 (第3日目)

1、出席議員 10名

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 近 | 藤 | 育 | 雄 |
| 2 | 番 | 松 | 屋 | 治 | 郎 |
| 3 | 番 | 宮 | 崎 | 良 | 保 |
| 4 | 番 | 末 | 永 | 一 | 朗 |
| 5 | 番 | 土 | 川 | 重 | 佳 |
| 6 | 番 | 小 | 辻 | 隆 | 治 |
| 7 | 番 | 浦 | | 英 | 明 |
| 8 | 番 | 岩 | 坪 | 義 | 光 |
| 9 | 番 | 伊 | 藤 | 忠 | 之 |
| 10 | 番 | 立 | 石 | 隆 | 教 |

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|-------------------|---------------|-----|
| 町 長 | 西 谷 | 浩 三 |
| 副 町 長 | 浦 幸 良 一 郎 | 也 |
| 教 育 長 | 熊 脇 一 也 | 信 |
| 会 計 管 理 者 | 中 川 一 勝 | 浩 |
| 総 務 課 長 | 吉 元 湯 貴 久 | 之 |
| 住 民 課 長 | 平 西 尾 崎 孝 裕 | 三 |
| 福 祉 事 務 所 理 事 長 | 西 尾 崎 水 野 英 幸 | 司 |
| 産 業 振 興 課 長 | 尾 升 尾 野 川 子 晴 | 昭 |
| 産 業 振 興 課 理 事 長 | | 信 |
| 建 設 課 長 | | 市 |
| 診 療 所 事 務 長 | | |
| 教 育 次 長 | | |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | |

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 田 一 夫 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 岩 坪 百 合 |

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第4回定例会

平成25年12月12日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員 ・ 浦 英明議員）
- 第 2 議案第60号 平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第61号 平成25年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第62号 小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第63号 小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番・小辻隆治郎議員、7番・浦英明議員を指名します。

日程第2、議案第60号、平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 皆さんおはようございます。

議案第60号、平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明をいたします。

このたびの補正は国の地域の元気臨時交付金と、8月の豪雨災害の災害復旧事業費が主な内容でございまして、予算書1頁、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,411万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億6,481万1,000円とするものでございます。

詳細説明は、担当よりご説明をいたします。

よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは事項別明細書により、内訳をご説明いたします。

歳入では、2款・地方譲与税、4項、1目・航空機燃料譲与税1,000円を計上。

9款、1項、1目・地方交付税は特別交付税810万円の計上で、補正後の地方交付税総額を16億2,136万8,000円としております。

11款・分担金及び負担金、1項・分担金、1目・農林水産業費分担金9万6,000円を計上。2項・負担金、1目・民生費負担金は、乳児等増加に伴う保育料で131万9,000円を増額、補正後の民生費負担金を913万4,000円としております。

12款・使用料及び手数料、1項・使用料、7目・教育使用料は、幼稚園保育料で21万3,000円を増額。補正後の使用料を3,495万円としております。

13款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・民生費国庫負担金は、児童手当交付金等、各節のとおり113万4,000円を増額し、補正後の国庫負担金の額を9,105万2,000円としております。同じく2項・国庫補助金は、1目・民生費国庫補助金を52万6,000円減額。2目・衛生費国庫補助金を7万7,000円減額。

7 目・総務費国庫補助金は、離島活性化交付金 665 万円と地域の元気臨時交付金 2,385 万 4,000 円を増額し、2 項・国庫補助金の額を 9,950 万円としております。

14 款・県支出金、1 項・県負担金、2 目・民生費県負担金を 91 万円増額し、補正後の県負担金を 5,401 万 8,000 円としております。2 項・県補助金は 2 目・民生費県補助金で、子ども子育て支援制度システム導入にかかる長崎県安心子ども基金事業費補助金 273 万円を計上。3 目・衛生費県補助金を 22 万 7,000 円計上。4 目・農林水産業費県補助金は、財源の組替等もあり、各節のとおり 158 万 8,000 円の減額計上。9 目・災害復旧費県補助金は、農林水産施設豪雨災害復旧にかかる補助金 610 万円を増額計上。補正後の 2 項・県補助金の総額を 1 億 6,322 万 1,000 円としております。3 項・委託金、6 目・土木費委託金を 9,000 円計上。補正後の額を 2,198 万 1,000 円としております。

19 款・諸収入、4 項、5 目、4 節・雑入は、あわび館販売収入 151 万 6,000 円、じげもん振興協議会解散に伴う精算金 130 万円ほか 295 万 9,000 円の計上で、補正後の雑入総額を 3,781 万 5,000 円としております。

20 款、1 項・町債、5 目・商工債は、おぢか国際音楽祭実行委員会補助金に充当する過疎債ソフト分 200 万円を計上。補正後の町債を 1 億 8,362 万 2,000 円としております。

歳出に移ります

2 款・総務費、1 款・総務管理費、5 目・財産管理費は、国の地域の元気臨時交付金ですが、一旦基金に積んで 26 年度に執行するために、積立金に 2,190 万円を計上。6 目・企画費に 30 万円を計上。8 目・空港費は離島活性化交付金への財源組替で、1 項・総務管理費の総額を 3 億 9,419 万円としております。5 項・統計調査費は漁業センサスの節の組み換えでございます。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費、4 目・障がい者福祉費は、各節記載のとおり 22 万 2,000 円を補正し、1 項・社会福祉費の総額を 3 億 1,256 万 5,000 円としております。2 項・児童福祉費は、1 目・児童福祉総務費で子ども・子育て支援新制度システム導入ほか、418 万円を補正。2 目・母子福祉費は児童扶養手当 115 万 1,000 円の増額計上。3 目・児童福祉施設費は、入園児の増加に伴う臨時保育士賃金が主なもので、389 万 8,000 円計上。2 項・児童福祉費の総額を 6,873 万 3,000 円としております。3 項・生活保護費、1 目・生活保護総務費 3 万 4,000 円を計上し、補正後の総額を 5,525 万 6,000 円としております。

4 款・衛生費、1 項・保健衛生費、1 目・保険衛生総務費は各節のとおり 18 万 4,000 円を計上。4 目・健康増進費 16 万 5,000 円計上。補正後の保健衛生費の総額を 1 億 3,656 万 5,000 円としております。2 項・清掃費、1 目・し尿処理費は、賃金 48 万 8,000 円計上し、補正後の清掃費を 1 億 502 万 8,000 円として

おります。

5款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費を各節のとおり140万2,000円計上。4目・畜産業費42万5,000円の計上。5目・農地費は、土地改良施設維持管理委託料136万5,000円の計上で、1項・農業費の補正後の額を2億1,087万2,000円としております。2項・林業費、1目・林業振興費は、19節・森林保全管理事業補助金315万円が主なもので、390万6,000円を計上。補正後の総額を2,686万5,000円としております。3項・水産業費、3目・水産施設費110万円の計上。4目・漁港管理費40万円の計上。補正後の水産業費の総額を2億63万4,000円としております。

6款、1項・商工費、3目・観光費は、おぢか国際音楽祭実行委員会補助金が主なもので250万円を計上。4目・じげもん振興費は物産ネット販売構築事業補助金54万6,000円の計上で、補正後の商工費の総額を9,717万円としております。

7款・土木費、2項・道路橋梁費、2目・道路維持費79万5,000円を計上し、補正後の額を2,449万9,000円としております。3項・住宅費、1目・住宅管理費35万円を計上し、補正後の住宅費を429万5,000円としております。

9款・教育費、6項、1目・幼稚園費は財源組替でございます。同じく7項・社会教育費、5目・文化財保護調査費も財源組替で、7目・世界文化遺産登録推進事業費については、事業費の節間振り替えでございます。

10款・災害復旧費、1項・農林水産施設災害復旧費、1目・農業用施設災害復旧費は、工事費880万円を増額し、補正後の1項・農林水産施設災害復旧費の総額を1,700万円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第2款・地方譲与税

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第9款・地方交付税 浦 議員

7番（浦 英明） 810万円の増額補正がでておりますけれども、この内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

9款の地方交付税につきましては、普通地方交付税は9月補正までで全額計上

しておりますが、特別地方交付税につきましては留保財源ということで、全額組んでおりませんでした。そういうことで、当然まだ特別地方交付税が交付される見込みがありましたので、今回、必要財源として 810 万円を計上させていただきました。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 当初予算で特別交付税 6,400 万ですかね、計上してありましたけども、これは社会福祉事務所ができたために、これを設置の費用として特別交付税でみるということで計上しておったんですけども。今回 810 万上がったのは、その分の額がある程度決まったのでこういうふうに出してきたのかなと思って聞いてるんですけど。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 議員おっしゃるように、生活保護費については 12 月の 10 日から 11 日にかけての公表で、小値賀町にも生活保護費にかかる交付税額は大体いくらというのはいただいております。ただ、特別交付税はそれだけじゃないもんですから、その他いろいろなものを諸々合わせたところで、参考までに申しますと 12 月の小値賀町への交付額が、新聞に載ってるかと思えますけれども、1 億 1,360 万円 1,000 円という数字が出ております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） この特別交付税につきまして私がここで聞いてるのは、その福祉事務所の設置の費用、こういった基準財政需要額に対して特別交付税が来るんだということで、我々も県に行った時にそういうふう聞いております。そしてその額についてもある程度、大体計算できますからということでですね。だからそこら辺りを精査してるのかなと。いや、まだ 3 月までにそういった額が決まるのであるならば、それでもかまいませんけど、そこら辺りを心配して聞いてるんですけど。もう一度尋ねます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

12 月の交付の中で、町村の生活保護という項目で、小値賀町が増えていることがわかっております。その金額は 5,852 万 3,000 円でございます。

特別交付税ですから、算定台帳のように需要額っていうのが、きちんとこちらのほうには示されないところがあります。そういうことで、それなりに計算して必要な額というふうに弾いてるんですけれども、そういったことでいただいた数字が、今言った 5,852 万 3,000 円ということでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 私が県に行った時には、尋ねはしなかったんですけど、他の人たちの意見を聞きながら考えていたのがですね、例えばこういうふうなこと

を言っておったと思うんですね。福祉担当を増やせば経費が増えると。これは分かりますけども。そして、特別交付税であっても中身は大体示せるのではなからうかというふうに、その時の部長ですかね、そういうふうなことを言っておったんで、そこら辺りがはっきり、大体数字が示せるのかなというふうに思ったから聞いてるんですけども、何回聞いても私がちょっと分からないのであれば、いたし方ないのかなと思いますけども、もう一度、できましたら。

議長（立石隆教） 今の数字は、さっき言いましたよね？また同じこと言うの？
総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

計算方法はあって、その数字で出すっていうのは間違いないんですけども、その計算方式がこちらに公表されないところが特別交付税でございまして、政令等に少し書いてはいるんですけども、なかなかこちらでその計算をできないというのが、特別交付税のちょっと辛いところでございます。

議長（立石隆教） ほかにございせんか。

地方交付税、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第11款・分担金及び負担金 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 2項の負担金のほうでお伺いしますけども、民生負担金。これの保育料の負担金が今回の補正で上がってますけども、この内訳をお願いします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えをいたします。

年度当初、保育所の入所時の保育料を42名分で計上をいたしておりました。これは前年度、平成24年度よりも9名増で計上いたしておりましたけども、4月、5月で44名、それから6月で47名、7月で49名、8月、9月で50名、10月で53名、11月末で54名ということで、当初予算計上よりも現在12名増えております。それを3月まで決算を見込みまして、今回このような補正をいたしております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 当初予算よりも12名ほど増えたということですが、これは何歳児の方が多くなったんですかね。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

何歳児が増えたのかというご質問ですが、当初と比較しますと0歳児が6名から9名に増えております。1・2歳児で12名から17名に増えております。3歳児は変わらず7名から7名。4歳児が11名から12名で、1名増えておりま

す。5歳児が8名から9名で、1名増えております。計12名の増でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第12款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第13款・国庫支出金 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 2項の国庫補助金で、7目の総務費国庫補助金、これが先ほど総務課長から若干説明がありましたけども、この離島活性化交付金の内容と、それから次の地域の元気臨時交付金。どのようなものが臨時的に交付されたのか、お伺いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

離島活性化交付金につきましては、2号補正におきまして計上していた分がございますけれども、今回は新たに追加して事業が増える関係で計上しております。ひとつは、今回の計上では、空港のチャーターにも充当しております。それから宮崎町の住宅の外壁の、爆裂等を起こしている関係がありましたので、その部分の外壁工事等にも充当しております。それからイノシシ発生生息環境調査。これは県費でやる予定でございましたけども、これも離島活性化交付金のメニューということで、そっちのほうに財源を振り替えております。

もう1点の地域の元気臨時交付金でございますけども、小値賀町の交付対象事業となったのは2点ございまして、ひとつは平成24年度補正予算措置された漁港事業につきましてカウントされてる部分と、もうひとつは、これは平成25年度ですけれども、中学校の解体工事。これについても対象事業ということで、交付金をいただいております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） この離島活性化交付金は、一応、空港のチャーター分ということですが、これは土曜、日曜に飛ばした分ですかね。確認をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） おっしゃるとおりです。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 次に、地域の元気臨時交付金の中で、ひとつめは平成24年度の漁港関係で交付金がおりましたということです。それとこのことに関して、場所的には、ちょっと私も24年度の予算を、時間がありませんが調べてみませんけども、この漁港の内訳…内容をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 漁港は、納島地区の浮き桟橋の老朽化の調査事業について、この補正予算で措置されております。

議長（立石隆教） 総務課長

9番（伊藤忠之） それでは、納島分の交付金の金額が分かりますか？あと残りは中学校の解体の分と、大体想像できるんですけども。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 地方単独分の、地元負担の90%という計算になっておりまして、漁港分が72万円、中学校解体分で2,313万4,000円、交付金が計算されております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第14款・県支出金 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 2項の補助金の中で、4目・農林水産業費の中での、先ほど財源の組替とか何かの話がありましたけども、この内訳の中で、新規イノシシの発生地区の環境調査が減額になってますけども、この説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、この143万の県補助金を離島活性化交付金に組み替えたわけでございまして、離島活性化交付金のほうでは275万円を、この生息環境調査に充てるようにしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 続いて2節の林業費の補助金で、造林事業のこの衛生伐の分がですね、285万4,000円減額になってますけども、この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

この衛生伐につきましては、当初、県のほうにですね、300立米分の補助をいただけないかということで要求しておりましたけども、200立米分の決定となりまして、その内200立米分の100立米分を県費でもらうと。あと100立米分を、その下の欄にながさき森林環境保全事業というのが新しく出てきておりますけれども、これを残りの100立米。あと300立米分でしたので、残りの100立米を町単独ですということ、今回減額をさせていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第19款・諸収入 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 雑入の中ですね、じげもん振興協議会の解散の精算金が

載ってますけども、このじげもん振興の会が解散した主な理由といたしますか、内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 従来、じげもん振興費につきましては、町のほうにじげもん振興の担当を置いて、ずっと事業を推進していたんですけれども、厚労省の雇用創造事業とか、そういったことの取り組みもございまして、すべてのものを担い手公社のほうに移管したという中で、協議会自体を解散して、本来の業務の、担い手公社の営業の経営の中に入れてしまったということもございまして、そういった面では、担い手公社の中のいろんな協議会といったものに移し替えるということで、一旦整理したところでございます。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） ということは、担い手公社に委託といたしますか、その分がなるわけですけども、今まで協議会に使ってた経費ですね、補助金とかなんかはそのまま担い手公社に行くわけですか。それともカットするんですかね。お伺いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 一旦清算するというところで、ここで清算金として、解散と同時に残っているものをすべて引き上げたということでございます。

補足しますと、繰越金という格好になっていたわけでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第20款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第2款・総務費 浦議員

7番（浦英明） 振興基金がですね、ここで2,190万円増額されておりますけれども、この内容についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

先ほど説明しました地域の元気臨時交付金でございますけれども、こういったものは建設公債対象事業に使うようにということになっておりまして、いわゆる建設事業に使ってくださいということなものですから、25年度に一旦積みまして、26年度に予算措置をして執行しようというふうに考えておりますので、振興基金に積みさせていただきました。

議長（立石隆教） 浦議員

7番（浦英明） 歳入のところで出てきておりますね。その額が極端に言えば、

前やった事業での分が余ったので、ここに積んだのではないかと、こういうふうに考えたから尋ねているんですけど。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 説明が足りずに申し訳ありません。一部につきましては25年度の事業で使っておりますので、今議員がおっしゃったように、残った分を積むという格好にしております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） そしたら振興基金のですね、現在高が6億2,500万ぐらいだろうと思うんですけども、この額と、それから合計の基金の残高をお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

振興基金につきましては、今おっしゃったように6億2,541万3,000円が、平成25年度末の現在高になります。総額の基金合計は、一般会計と特別会計がございますけれども、一般会計が19億9,711万8,000円です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第3款・民生費 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 2項の児童福祉費の中で、1の児童福祉総務費ですね。これの13節の委託料。この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

先般ですね、子ども・子育て支援関係3法というのが、昨年度設立されておりました、これに関わりましていろんな事業が展開するというようなことになっております。平成26年度からですね、いろんな事業を展開するというようになっていくわけがございますけれども、そういう中で新たなシステムが必要になっております。そのためにも今回、このシステムを導入してですね、準備をしなければいけないということになりましたので、10分の10の事業ではありますので、今回、取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 平成26年度からいろんな事業が行われるということですけども、大体どのような事業が行われるんですかね。分かっている範囲内でお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在は保育料とか幼稚園、そういったものが別々になってる状況でございますが、そういうのを包含した子育て支援というような事業に変わる予定でございますので、そういう事業に対応できるようなシステムが必要というふうになっております。そういうことで、事業の内容についてはですね、保育のあり方とかいったものが少しずつ変わる予定ではございますけども、具体的には今から準備にかかるというふうに考えておりますので、詳しい情報が分かりましたら、また随時お知らせしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第4款・衛生費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第5款・農林水産業費 **土川議員**

5番（土川重佳） 1項・農業費の3目・農業振興費で報償費。イノシシの奨励金が20万、今回補正になっておりますけれども、今までのイノシシの捕獲率と、何頭捕ったのか、そしてまた3月まで、20万ですかね。何頭捕る予定でそういう計画を立てたのか、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 捕獲率じゃなくて捕獲数ですね。 **産業振興課長**

産業振興課長（西村久之） 現在までに12頭捕獲しておりまして、年度末までに一応、30頭という目標を立てて、今回補正させていただいております。

議長（立石隆教） **土川議員**

5番（土川重佳） イノシシは本当に農業の害獣でございますので、是非そういうふうに目標を立てて捕ってほしいんですけども、数字的にあと3ヶ月で今までの12頭で、3月まではちょっと多いのではないかという予算計上の仕方ではございますけど、何故こういうことを言いますかといいますと、やはりイノシシは小値賀からも全滅させてほしいんですね。やはりそういう目的も、ちょっと今日は言いませんけど、まだまだイノシシ対策はやらんばいかんと、私は思っておるので、今回はこういう、今は罠でやっておりますけど、やはりそういう取り組みを強くやってほしいという意味で、私はこの今回の20万の補正予算で、課長のおっしゃるとおりに、よけい捕ればそれは最高ですけども、そういう、今後の取り組みも兼ねてひとつ、もう一度お願いいたします。

議長（立石隆教） **産業振興課長**

産業振興課長（西村久之） 議員おっしゃるとおりで、甚だ農産物とかにですね、多大な被害を及ぼさないように、全力を挙げて取組んでいきたいと思っておりますので、年度末までには30頭、なかなか難しいかも知れませんが、総力を挙げてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 今のイノシシに関連になりますけども、唐見崎地区とかです、前方地区が非常にイノシシが増えているという情報も、なぜか私のところに電話があつてですね、そういうことを言われてましたんで、その補正に上げた増頭する分をですね、主にどういう形で…。ただ全体的に努力しますではさ、分らんけんですね、何か目標を持った答弁をお願いしたいと思いますけども、どうですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） ただ今までにですね、イノシシの発生している、見たというふうな発見情報が沢山寄せられておまして、その沢山寄せられたところを中心にですね、罾のほうを今、沢山仕掛けておりますので、そういうことで全力を挙げたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 土川議員

5番（土川重佳） 5目の農地費でございます。13節・委託料、土地改良施設維持管理委託事業ですね、136万5,000円ですか。これは殿崎のファームポンドのことでしょかね。説明をお願いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます、殿崎の用水器場ですね、ファームポンドの送水系が壊れておりますので、それを取り替えるための補正予算でございます。

議長（立石隆教） 土川議員

5番（土川重佳） 畑総事業が終了してですね、こういう施設も老朽化等々がこれからも発生すると思うんですよね。やはり、なるべくメンテナンス等もいろいろめんどくさいとは思いますが、こういうふうに10年前の部品ば使っちゃれば10年後はもう無いというような、機械にしても何でもそうですけど、やはりそういうところは、今後取り替える時はメーカーさんに聞いて、これは何年ぐらい保てるんですか、で、重要な点検項目はどこをしたらいいのかという、こういう施設のメンテナンスも大事にしていかなばですね、次から次、下水道でいろいろと、そういうところもありますので、是非大事に維持していただきたいと思えます。いかがですか、考え方。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 議員おっしゃるとおりでございます、なかなか、月日が経てばですね、メンテナンス、故障等もかなり多く、多額の予算になりますので、この辺につきましては大々的に、例えば20年ぐらい経って、もう少しずつ故障を直すよりもその本体自体を換えてしまったほうが良いというような、そういうふうな計画があればですね、これを補助事業のメニューにのせま

して起債を借りたり、そういう方向で、簡易な修繕じゃなくて大掛かりなものにするというような考えも持っておりますので、その点につきましてははですね、効率良く予算の計上をしていきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 土川議員

5番（土川重佳） 2項・林業費ですね。1目・林業振興費の中で19節、315万ですね。補助金、森林保全管理事業補助金の、これはチップソーと思うんですけど、今年度中にこのチップソーを導入する予定なのか、そしてまた稼働はいつ頃するのか、その目安のほどをよろしく願いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

おっしゃるとおり、これはチップパーを導入するための予算でございまして、この630万のうちの315万円を今度、町のほうから担い手公社のほうに出すわけございまして、残りの315万は直接担い手公社のほうに金が入るということで、この稼働につきましては、新年度から稼働させたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 土川議員

5番（土川重佳） このチップソーなんかはどこに設置して…まあノコ屑みたいの間伐材をするわけですが、その間伐材のチップとなったノコ屑はどのようにして使用するのかなど、説明お願いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これは堆肥センターに持っていきましてですね、そこで使用するということございまして、管理自体もその堆肥センターのほうで管理をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 土川議員

5番（土川重佳） できたそのノコ屑はですね、その使用は畜産農家にオガクズとして、敷料として使用させて、その後には有畜農家から堆肥としてまた堆肥センターに運ぶのか、そのサイクルをひとつお願いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

一応、堆肥に利用するということで使用させていただきますけども、例えば余ったりですね、量が多くて余分が出た場合には畜産農家にもやるということで考えております。

議長（立石隆教） 土川議員

5番（土川重佳） その場合に、そのオガクズの料金とかセッティングはしてるんですかね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 大変申し訳ありませんけど、その料金までは頭の中にはありません。

議長（立石隆教） 土川 議員

5番（土川重佳） 是非、そこら辺まで計算のほど、いろいろ皆さんが利用しやすいようなセッティングを、是非お願いしたいと思います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 是非、そうしたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 宮崎 議員

3番（宮崎良保） 畜産費のですね、かあちゃん牛の導入補助金で30万補正があります。私が議員になって初めてこのかあちゃん牛の増額の補正があったということで、大変嬉しいんですけども、現在、本年度ですね、どのぐらい、何頭のかあちゃん牛の導入があったのか。そしてすべて、今小値賀町でどのぐらいのかあちゃん牛の牛がおるのか、お尋ねをいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 今5頭導入しております、あと2頭分、どうしても年度末までに出そうな感じがありますので、2頭分を今回補正させていただいております。

議長（立石隆教） 宮崎 議員

3番（宮崎良保） ありがとうございます。全部で今、小値賀町で保有してるかあちゃん牛の数はいくらでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） これまでに、かあちゃん牛にした牛の数ということですね？ちょっと今手元にありませんので、あとでお答えしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第6款・商 工 費

商工費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第7款・土 木 費

土木費はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ行きます。

第9款・教 育 費

近藤 議員

1番（近藤育雄） 報償費の中で、尼忠東店の修復活用計画策定委員謝礼というのが7,000円出てます。金額は少ないですけども、7月30日に私も傍聴権で

会議に参加してるんですけども、7月30日の会議、第4回で終了というニュアンスのことだったんですけども、また今年度中に実施するのか、そしてまた町民も尼忠東店の憩いの場所とか、そういったものができるならと期待しておりますので、計画についてここで公に伺っておきたいと思えます。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えをいたします。

現在、尼忠東店の実施設計を建設課のほうにご依頼をして、そこから業者のほうに委託をしておりますけども、それが今年中にあがってくる予定であります。その報告を兼ねてもう1回、町内の方、委員の7名に説明をする必要があるということもありまして、1回分、町内者7名分の謝金として計上させていただきます。一応、施設の中身ということですけども、一応、特に高齢者を対象とした憩いの場、集いの場、また遠方からの買い物等の待合の場、高齢者の方がいつ行かれてもどなたかおられて、そこで和やかな雰囲気の中で話ができるというような内容の施設になる予定でございます。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 大体、計画的なことは分かりました。26年度当初から、多分実際に改修工事に入ると思うんですけども、改修、1年間をみてるのか、もしくは出来上がり次第、町民に供用を開始するのか。そこら辺はまだ分かりませんですかね。お尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

一応、教育関係のですね、実績があがるんですけども、補助金の確定がいつの時期ぐらいにこちらに確定として来るのか。そういうものがちょっとまだはっきり分かりませんので、次年度のですね。それから入札とか準備をして、業者が決まってやるんですけども、やはりこの修復工事というのがかなり、次から次と、新築じゃなくて計画どおりにいかないところも出てくるものですから、今のところ単年度でできるものなのか、次年度まで繰り越しでかかってくるのかっていうのが、今のところ、ちょっとはつきりとは申し上げられません。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 改修については、確かにいろいろな問題が出てくると思います。ただ、先ほど言ったように、ダブりますけど、町民はそこに憩いの場というのを期待しております。この前、私たちが議員として、友遊会、老人の方が元気づくりでやっておりますけども、その場で、やはりあのシニアカーですかね、の充電場所がどこか公共施設に欲しいとか、トイレが街中にないかという話が切実に聞こえております。そういった要望も踏まえてですね、今からそういつ

た、まあトイレはもちろん盛り込んでるんでしょうけども、シニアカーの充電とかですね、そういった町民の利便性に応えるような施設に、是非ともしていただきたいなというふうに要望しておきます。以上です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

教育費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第10款・災害復旧費 伊藤議員

9番（伊藤忠之） この災害復旧費につきましては、我々の産建のほうもですね、納島あたりに視察に行きましたけども、この工事全体で大体何件ぐらいあるのか。それとその件数の中でですね、国庫補助金の対象外、いわゆる一般財源で行う場所があるのかどうか、お伺いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

災害の箇所数としましては、斑地区が4箇所、それと柳地区が2箇所、それと納島地区が2箇所です。合計の8箇所なんですけれども、一応、設計の発注状況としましては、斑地区で1件、柳地区で1件、納島地区で1件というふうに、3件に分けて発注しようと考えております。それで、現在のところ補助率は規定の補助率で、今、工事をあげてますけれども、その残りが一般財源ということになるんですけども、今ですね、補助率増高申請というのを、今現在、農政局のほうに言っております。規定の施設の補助率が75%なんですけれども、それがおそらく補助率増高しまして90%を超えてくる補助率になると思うんですけれども。それで今ご質問の単独でやる箇所はあるのかという話なんですけれども、単独の箇所はありません。全部補助対象の施設です。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 例えば斑とか柳、納島でもですね、例えば納島なら納島地区を1箇所と纏めて、それで申請をしたわけですね？それで全額、全体的に国庫補助金の対象になって、そのうちの工事費の中での一般財源をそういうふうに充てるということですね？

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 申請は箇所ごとにします。斑地区であれば4地区ありますけども、1地区ずつ申請はします。そして認められた上で、今度発注する時に、こっちでこの分を纏めてやったほうが良いというような都合でですね、3箇所に分けて、今発注するようにしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。災害復旧費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

浦 議員

7番(浦 英明) 歳入のほうですね、これは13款の国庫支出金。伊藤議員が質問しましたけれども、離島活性化交付金ですね。これについては空港のチャーター分と、それから宮崎町の外壁工事と、それからイノシシの調査費と、この3件言われましたけれども、この分のその費用と、それから交付金についてお尋ねします。

議長(立石隆教) 交付金というのは交付金の額ってということ？それぞれ3つのね。

総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

空港費に200万。それから企画費のほうに、これは定住用住宅なんですけれども、190万円。それからイノシシの生息環境に275万円になっております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 空港のチャーター分なんですけども、行政報告の中で町長が12月で終わりだというふうに言っておりましたけれども、この費用に対して、1号やったですかね、1号で400万ほど計上しておりましたけれども、現在までのくらいかかっているのか。それとその搭乗者数ですね。そういったのが分かればお願いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

11月末までで220万円執行しております。搭乗者数は、福岡—小値賀と小値賀—福岡、福岡—小値賀間が47名で、小値賀—福岡間が55名利用しております。

議長(立石隆教) ここで、先ほど答弁を保留しておりました産業振興課長から答弁があります。

産業振興課長

産業振興課長(西村久之) 先ほど宮崎議員の質問に答弁を保留しておりましたので、お答えしたいと思います。現時点までで、かあちゃん牛の導入は29頭でございます。

議長(立石隆教) ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 60 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 60 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 60 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 00 分 —
— 再 開 午 前 11 時 05 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

日程第 3、議案第 61 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 61 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明をいたします。

このたびの補正は、歳出での退職被保険者にかかる保険給付費等の増額、それに伴う歳入、療養給付費交付金の増額が主なものでございまして、予算書 1 頁、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 342 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,476 万 4,000 円とするものでございます。

詳細については、説明書 7 頁、補正予算事項別明細書で説明をいたします。

歳入では、4 款、1 項、1 目・療養給付費交付金を 342 万 5,000 円増額し、1 項・療養給付費交付金の補正後の総額を 1,352 万 5,000 円としております。

歳出に移ります。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費を 8,000 円増

額し、1項・総務管理費の補正後の総額を382万9,000円としております。

2款・保険給付費、1項・療養諸費、2目・退職被保険者等療養給付費を240万円増額し、1項・療養諸費の補正後の総額を2億4,712万4,000円としております。同じく2項・高額療養費、2目・退職被保険者等高額療養費は70万円増額し、2項・高額療養費の補正後の総額を3,671万円としております。同じく3項・移送費、1目・一般被保険者移送費を12万円増額し、3項・移送費の補正後の総額を52万円としております。これらは、いずれも入院等にかかる費用が予想よりも増える見込みでありますので、増額するものでございます。

8款・保険事業費、2項・健康管理センター事業費、2目・保険指導事業費は5万円の増額で、2項・健康管理センターの補正後の総額を410万8,000円としております。

12款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、3目・一般被保険者保険税還付金を14万7,000円増額し、1項・償還金及び還付加算金の補正後の総額を676万6,000円としております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・療養給付費交付金

伊藤議員

9番（伊藤忠之） 今回の補正ですと、現年度分が歳入になってます。これが平成24年度は補正2号のほうで過年度分が歳入と入ってましたけども、今回の補正2号では過年度分は見込みはなかったということですか。お伺いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

伊藤議員さんがおっしゃるようになりますね、今年度は過年度分の追加交付というのはございません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第2款・保険給付費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第8款・保健事業費 伊藤議員

9番(伊藤忠之) 8款の保健事業費の中での健康管理センター事業費。これが「健康おぢか21」というのがありますが、第2次の計画を策定しておりますけれども、この第1次計画と2次計画の、違う主な内容は？お伺いします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この計画についてはですね、10年計画ということで策定をさせていただいております。その中間年で見直しといたしますか、検証を行って次の5年間に生かすというような方式でやらせていただいております。今回、前半の部分についての分析を行わせていただきまして、その結果につきましては、幼少期については食生活改善がまだ必要だというような分析、あるいは児童生徒期については3食バランス良く食べるといった意識等がかなり上昇している。あるいは歯磨きといったものについても上昇している。あるいは青年期におきましては、野菜の摂取量が増えている。運動については男性が少し増えて、女性については減っている。それから壮年期についてはですね、定期的に体重測定をしながら休肝日を設け、歯磨きといった健診についても改善傾向が見られる。それから高齢期については、運動、趣味、生きがい、そういったものが少し減少している。この要因については、若い人が忙しくなってですね、高齢者の孤独化が若干進んでいるのではないかと。そういった諸々の分析がなされております。それで今後、第2次の計画の柱といたしましては、福祉、保険、医療、介護が繋がるような、そういう地域包括に向けてのですね、計画プランを一部盛り込むとかですね、やはり住民と行政が一体の目標を設置して、それに取り組む必要がある。そういう時代に突入してるための施策、そういったものを盛り込む、そういうような部分でですね、若干、住民と行政が一緒になりながらやるような事業というのが、今回盛り込まれる予定になっております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第12款・諸支出金 近藤議員

1番(近藤育雄) 23節の過誤納還付金についてお尋ねします。

14万7,000円という額が、ちょっと私には多いように思えるんですけども、過納であるのか誤納であるのか、どういった原因で発生したのか、内容の説明をお願いいたします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この過誤納付の還付金でございますけれども、これは1名の方でございます。

この方が社会保険に加入しておりまして、結果的に国民健康保険を使っていないといった実態を調査いたしましたですね、3年間遡るといようなことをさせていただきたいと考えております。したがいまして、この3年分を合計いたしますと14万7,000円というような金額になりますので、今回予算計上をさせていただいているということでございます。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 社会保険に加入して国民保険のほうも入ったということなんですよね。こういう事案というのは、ひょっとして、本人がすべきなんだろうけども、たまに発生するようなことがあるんですかね。チェックの方法ってないですかね。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

資格の得喪については、被保険者が行うことが義務付けられておりますので、そういう部分でですね、担当についても、町内であれば、ある程度把握できるということもありますけども、やはり全体的に社会保険については、町が関わっているわけではないのでですね、なかなかそういうのが分かりにくいという面もあります。今回についてもですね、本人から保険証を持ってこられて、実は3年前に社会保険に入っていたということが判明したために、こちらのほうも調査をして、その原因の日に基づいて資格を喪失させたというように、そういうことで対処をしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、平成25年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 62 号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 62 号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明をいたします。

今回の条例改正は、平成 24 年 8 月 10 日に消費税増税法案が国会で成立し、平成 26 年 4 月 1 日から消費税 8%となることが決定したことに伴うものでございます。国民生活に影響が懸念されている中、本町におきましても漁業経営の不振等、町内の経済状況を考えますと、水道料金を値上げすることは不本意ではありますが、資材及び施設の補修にも消費税増税分で仕入れをすること、また特別会計の性質上からも、消費税増税分を水道料金に転嫁せざるを得ない運営状況でありますので、8%の消費税率での料金改定を行うため、本条例案を提出するものでございます。

内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。

第 30 条で、新築等で新たに水道メーターを設置する場合の加入金の 1 万 5,000 円分にかかる消費税率の変更でございます。別表は基本料金と超過料金について、消費税 5%から 8%に改定した料金となっております。

なお、附則の第 1 号として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございまして、2 号はメーター検針月と料金納入月の約 2 ヶ月間のズレによる不都合を無くすための規定でございまして、月の途中で検針していたものを平成 26 年 2 月、3 月分に限り、4 月 1 日に検針に回ることを計画をしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 浦 議員

7 番(浦 英明) 今回の条例につきましては、昨日、急に貰ったもんですから、ちょっと我々も戸惑いましたけども、住民にはこれは知らしめていないんですよ？こういった条例が急に上がってくるとなれば、これは直接、住民に影響するもんですから、これをやっぱり我々も住民に説明する必要があります。変なうがった見方をすれば、住民から言われなと思いますので、例えばこれを

議会では秘密裏にやってるんじゃないかと、そういったことを言われかねないと思いますので、これが急に上がってきた理由については、大体聞いておりますけども、再度お尋ねいたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） この案件は、先ほども説明しましたけども、8月に国会を通過しております。そういうことで、来年の4月から実施ということになりますと、その間、議会にかけて、それから住民への周知という周知期間が必要になるということで、急遽提案をさせていただいた次第でございます。ほかのものはないかということで調査をしましたけども、一応この簡水条例とあとで上げます議案63号の下水道ですか、それについては12月議会で決定をいただいたら、それから3ヶ月間の周知期間がとれるということで、提案をした次第でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 私が言っているのは、その理由については聞いておりますんで分かりますけども、国会通ってから云々という説明は分かるんですけども、それが分かっているのであれば、住民にですね、当初の時から知らしめる必要があったのではなかろうかと。今日、急に上がってくるような案件でもなかったのかなというふうに思いますので、それだけは一応指摘しておきます。

ちょっと質問を変えますけども、これは以前ですね、一般会計からの繰入金が増えるのであれば、水道料金の値上げも考えなくてはいけないと、こういうふうに以前言っておったわけなんですけども、23年度の一般会計からの繰入金が3,366万8,000円、24年度においては3,108万6,000円というふうに、反対にちょっと下がってきておるんで、消費税アップに合わせて加算するというのも必要ではなかったのではないかなと、こういうふうに私、感じましたので、その点についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

先ほど町長からも出ましたけれども、一応、国のほうで消費税増税ということで出ました関係上、町民生活にかなり影響が出てくるんじゃないかというふうに、私たちも懸念しております。そういう中で、今回、例えばその水道料金のですね、元の水道料金を、例えば一般財源を、独立採算をうまくするように、消費税を除いた分の元の数字を見直すということも考えたんですけども、やはり今の状況ではですね、消費税だけは転嫁させていただいておりますけれども、本体の分を上げるということは、ちょっと今の時期としては良くないんじゃないかなというふうに考えました。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 63 号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 63 号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明をいたします。

本条例案の改正は、先ほどの議案第 62 号と同様、農集及び漁集の別表の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。基本水量と超過料金について消費税 5% から 8% に改定した料金となっております。

なお、附則の第 1 号として、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するもので、附則の第 2 号は、メーター検針月と料金納入月のズレによる不都合を無くすための規定でございまして、水道料金と同様に 4 月 1 日からの使用料から適用しようとするものでございます。また、公共下水道、合併浄化槽の使用料の徴収につきましては、それぞれ条例の中で本条例を適用する旨の規定となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、各委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成 25 年小値賀町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

— 午 前 11 時 29 分 閉 会 —